

国総建第98号
平成22年8月6日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省建設流通政策審議官



「建設業取引適正化推進月間」の創設について

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法（昭和24年法律第100号）の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むため、国土交通省及び都道府県において、別添1のとおり「建設業取引適正化推進月間」（以下「月間」という。）を創設し、法令遵守に関する活動を行うこととしたので通知いたします。

貴団体におかれては、上記趣旨にかんがみ、月間中における取引の適正化に関する積極的な取組をお願いするとともに、国土交通省及び都道府県の各種取組に関し協力いただきますようお願いいたします。

また、傘下会員企業に対しても、月間の創設について周知方よろしく願いいたします。

平成22年8月

「建設業取引適正化推進月間」の創設について

1. 趣 旨

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法（昭和24年法律第100号）の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところである。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要がある。

このため、建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むため、国土交通省及び都道府県において、「建設業取引適正化推進月間」を創設し、法令遵守に関する活動を行うものである。

2. 期 間

毎年11月（11月1日～30日）

3. 主 催

国土交通省、都道府県

4. 実施内容

- (1) ポスターの配布・掲示等
- (2) 新聞、機関誌、ホームページ等を通じた広報
- (3) 建設業者等を対象とした講習会等の開催
- (4) 立入検査等の実施
- (5) その他

①上記のほか、地方整備局等及び各都道府県において自主的な事業の実施に努める。

②各年度の具体的な実施事業については、建設業取引適正化推進月間事務局が各年度の実施要領において別途定める。

5. 取組体制

地方整備局等及び各都道府県との調整を図りながら、毎年の取組を決定するため、国土交通省総合政策局建設業課に「建設業取引適正化推進月間事務局」を置くこととする。